

# 新・文化庁における文化政策の展開について

平成30年8月7日(火)  
文化庁移転協議会(第5回)



# 文化庁移転の進め方

## 【基本方針】

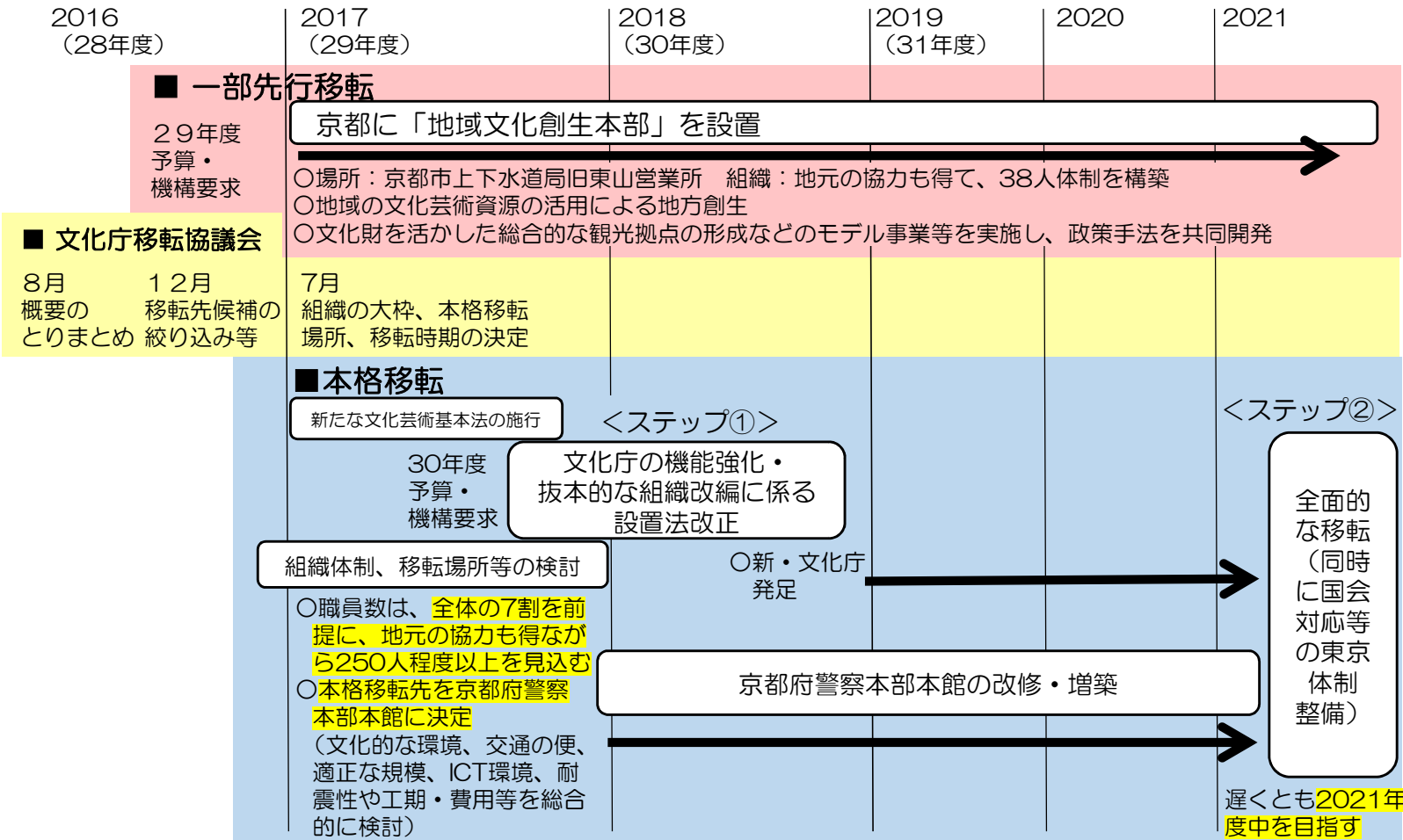
今般の取組は、京都以外の全国各道府県をはじめ、国民の理解を得ながら文化庁の機能の強化を図りつつ、組織の抜本的改編を行うものであるため、計画的・段階的に進める必要。このため、

(1) 京都の官民の協力を得た文化庁の京都移転の具体的メリットを示すことにより、国民の理解を得るための先行的取組・本格移転の準備を行うため、29年度から「一部先行移転」を実施。

(2) また、29年6月に成立した文化芸術基本法を受け、30年6月、文化庁の機能強化・抜本的な組織改編に係る文部科学省設置法の改正法が成立。

業務に一時の停滞もきたさないように配慮しつつ、円滑に移転を実施。

## 【工程表（案）】



※文化関係独立行政法人について、広報発信・相談機能を置くことを検討

<移転により目指す新・文化庁の姿>

**新・文化庁**  
 ～「縦割」を超えた開放的・機動的な文化政策集団～

### ◆機能強化と組織改革の方向性

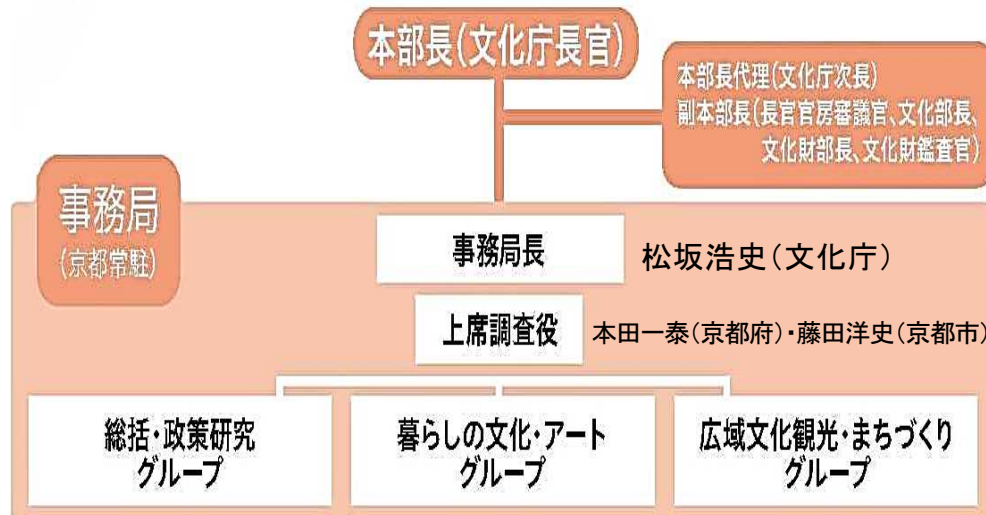
- 時代区分を超えた組織編成、分野別の縦割型から目的に対応した組織編成とし、政策課題への柔軟かつ機動的な取組みへ対応、文化財をはじめ文化芸術資源の活用を促進
- 関係府省庁、地方公共団体、民間、大学、文化芸術団体などに広く開かれた総参画体制により、新たな領域への積極的な対応を強化

### ◆本格移転における組織体制の大枠

- 文化庁・本庁を京都に置く。
- 本庁に文化庁長官及び次長を置く。
- 本庁においては、国会対応、外交関係、関係府省庁との連携調整等に係る政策の企画立案業務及び東京で行うことが必要な団体対応等の執行業務を除くすべての業務を行う。

# 地域文化創生本部（先行移転）の概要

## 地域文化創生本部の体制



【設置時期】 平成29年4月

【庁舎の場所】 京都市東山区東大路通松原上る3丁目  
毘沙門町43-3（京都市上下水道局旧東山営業所）

【事務局員数】 39名（平成30年8月現在）

構成：文部科学省・文化庁 8（文化財・芸術文化調査官含む）、  
農林水産省 1、外務省 1  
地方公共団体 17（京都府、京都市、関西広域連合（滋賀県、  
奈良県、和歌山県、兵庫県、堺市、神戸市）、札幌市）  
企業・経済団体 4（㈱淡交社、㈱JTB西日本、凸版印刷㈱、  
京都商工会議所）  
大学事務職員 2（京都大学、大阪大学）、大学等研究者 3  
事務補佐員 3

## 連携・調整の仕組み

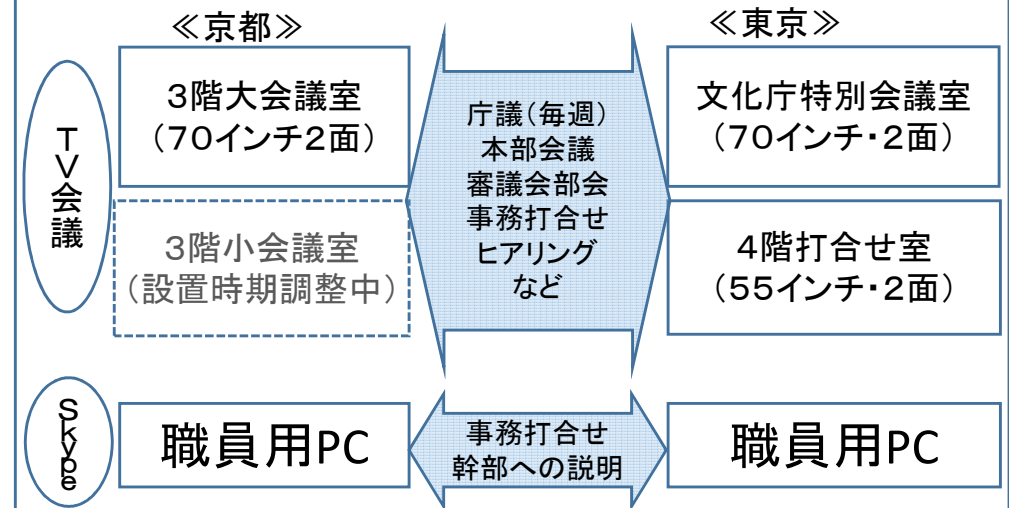
### 【地域文化創生本部会議（文化庁）】

- ・本部長（文化庁長官）が主宰し、1～2か月に1回、テレビ会議システムで東京-京都を結んで開催
- ・本部の業務運営に関する各課との情報共有・調整を図る

### 【地域文化創生連絡会議（京都・関西）】

- ・地域文化創生本部が主宰し、年数回開催
- ・京都府・京都市・京都商工会議所・関西広域連合・関西経済連合会の参加により、地元における文化芸術の振興や創生本部と地元の連携の在り方等について情報交換・議論する

## 遠隔会議による働き方改革



## これまでの主な活動



歴史文化基本構想説明会



暮らしの文化フォーラム



全国高校生伝統文化フェスティバル



地元自治体や関係機関との意見交換会



大学等との連携による共同研究実施

### このほか

- 地元関係者・団体との意見交換(大学、経済界、文化関係者・団体等)
- 本部発足記念セミナー(H29.9)、一周年記念フォーラム(「和食」をテーマに長官が対談)(H30.6)の開催

### ● 予算事業の運営・執行

- 文化芸術の経済的・社会的影響の数値評価に向けた調査研究や諸外国における文化政策の比較調査
- 京都移転のPR活動、メディア取材対応 等々

## 本部関連予算

平成30年度 44億円

### 〈主なもの〉

- 伝統文化親子教室事業 12.7億円
- 文化芸術創造拠点形成事業 23.1億円
- 観光拠点形成重点支援事業 3.6億円
- 地域の文化財の総合的な保存活用に係る基本計画等策定支援事業 2.6億円
- 地域文化創生本部管理費 1.1億円

## 開所後の主な成果

- 京都府市など地方自治体との関係が深まることにより、これまで十分に受け止められていなかった地方自治体のニーズや文化庁施策への意見を把握している(特に地方自治体における文化行政の範囲と文化庁の文化行政の範囲における大きなギャップ等)。また、日常的に意見交換等を行うことで、新たな文化政策の企画立案等に向けた地元の視点や知見・ノウハウ等を生かした連携・協力を進める環境が生まれている。
- 産業界との関係も、従来は全国規模の経済団体との関係が中心であったが、関西経済連合会、京都や大阪の商工会議所のほか、個々の企業との意見交換を行っている。これらにより、産業界や企業の文化庁へ期待することを把握し、施策に反映させることを検討している。
- 政策調査研究では、文化の経済的価値を正しくとらえる手法の検討を進めており、今秋にはその試算を学会等で発表する。また、大学等との共同研究を行うことを通じて、新しい領域に関する知見の蓄積や諸外国の文化政策の比較調査を行っている。
- 暮らしの文化関連では、昨年6月に改正された文化芸術基本法を受け、新たに食文化を含む生活文化等を、衣食住、遊び、学び、働きなど生活の様々な観点から総合的に捉えるため、有識者へのヒアリング等を行うなど、施策の基本体制を整備している。



# 新・文化芸術基本法について（平成29年一部改正概要）

## 第一 改正趣旨

1. **文化芸術の振興にとどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策を法律の範囲に取り込むこと**
2. 文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用すること

## 第二 改正概要

### 1. 題名等

法律の題名を「文化芸術基本法」に改正。前文及び目的について所要の整理。（1条）

### 2. 総則

基本理念を改めるとともに、文化芸術団体の役割、関係者相互の連携及び協働並びに税制上の措置を規定。（2条、5条の2・3、6条）

#### <基本理念の改正内容>

①「年齢、障害の有無又は経済的な状況」にかかわらず等しく文化芸術の鑑賞等ができる環境の整備、②我が国及び「世界」において文化芸術活動が活発に行われる環境を醸成、③児童生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性、④観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業などの各関連分野における施策との有機的な連携

### 3. 文化芸術推進基本計画等(7条・7条の2)

**文部科学大臣が関係府省庁の施策も含んだ「文化芸術推進基本計画」の案を作成。「文化芸術推進会議」における連絡調整を経て政府が同計画を策定。**地方公共団体が定める「地方文化芸術推進基本計画」(努力義務)について規定。

### 4. 基本的施策

- ① 芸術、メディア芸術、伝統芸能、芸能の振興について、伝統芸能の例示に「組踊」を追加するとともに、必要な施策の例示に「物品の保存」、「展示」、「知識・技能の継承」、「芸術祭の開催」などへの支援を追加。（8条～11条）
- ② 生活文化の例示に「食文化」を追加するとともに、生活文化の振興を図る。（12条）
- ③ 各地域の文化芸術の振興を通じた地域の振興を図ることとし、必要な施策の例示に「芸術祭への支援」を追加。（14条）
- ④ 国際的な交流等の推進に関する必要な施策の例示に「海外における我が国の文化芸術の現地の言語による展示、公開その他の普及への支援」及び「文化芸術に関する国際機関等の業務に従事する人材の養成及び派遣」を追加。（15条）
- ⑤ 芸術家等の養成及び確保に関する必要な施策の例示に国内外における「教育訓練等の人材育成への支援」、「文化芸術作品の流通促進」を追加。（16条）
- ⑥ 国が公共の建物等において、文化芸術作品の展示等を行う努力義務を追加。（28条）等

### 5. 文化芸術の推進に係る体制の整備(36条・37条)

**関係府省庁(文科省及び内閣府、総務省、外務省、厚労省、農水省、経産省、国交省その他の関係行政機関)で構成する政府の文化芸術推進会議、地方公共団体の文化芸術推進会議等について規定。**

## 第三 その他

- **文化芸術に関する施策を総合的に推進するため、文化庁の機能の拡充等について、その行政組織の在り方等を含め検討を加え、必要な措置を講ずる。(附則2条)**

## 文化芸術推進会議について

1. 目的: 「文化芸術基本法」第36条に基づき、関係府省庁が文化芸術に関する施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため文化芸術推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

2. 組織: 推進会議は、次に掲げる者をもって構成する。

内閣府知的財産戦略推進事務局長、  
総務省大臣官房審議官（情報流通行政担当）、  
外務省大臣官房国際文化交流審議官、  
文部科学省大臣官房総括審議官、  
文化庁長官、文化庁次長、  
厚生労働省子ども家庭局長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長、  
農林水産省食料産業局長、  
経済産業省商務・サービス審議官、  
国土交通省総合政策局長、観光庁次長、  
環境省大臣官房審議官

※推進会議に議長を置く。議長は文化庁長官をもって充てる。

※推進会議は必要があると認めるときは、関係者に出席を要請し、意見を聴くことができる。

## これまでの開催

### ■第1回 平成29年11月10日(金)

議題:

- (1)文化芸術推進会議の設置について
- (2)文化芸術推進基本計画の策定に向けた検討について
- (3)その他

### ■第2回 平成30年2月16日(金)

議題:

- (1)文化芸術推進基本計画(第1期)(案)について
- (2)その他

# 「文化芸術推進基本計画（第1期）（平成30年3月6日閣議決定）」の概要

## 目標1 文化芸術の創造・発展・継承と教育

文化芸術の創造・発展，次世代への継承が確実に行われ，全ての人々に充実した文化芸術教育と文化芸術活動の参加機会が提供されている。

## 目標2 創造的で活力ある社会

文化芸術に効果的な投資が行われ，イノベーションが生まれるとともに，文化芸術の国際交流・発信を通じて国家ブランド形成に貢献し，活力ある社会が形成されている。

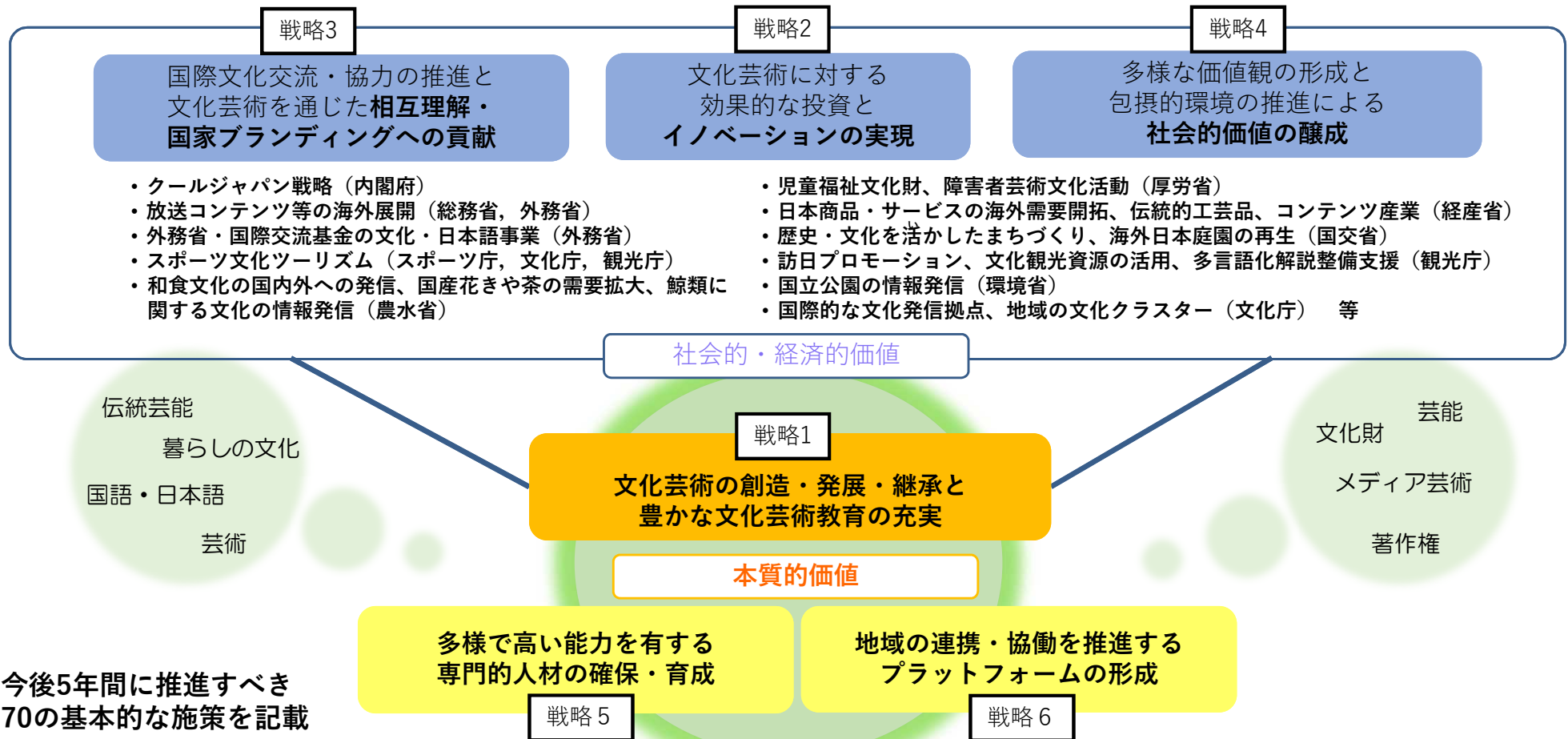
## 目標3 心豊かで多様性のある社会

あらゆる人々が文化芸術を通して社会に参画し相互理解が広がり，多様な価値観が尊重され，心豊かな社会が形成されている。

## 目標4 地域の文化芸術を推進するプラットフォーム

地域の文化芸術を推進するためのプラットフォームが全国各地で形成され，多様な人材や文化芸術団体・諸機関が連携・協働し，持続可能で回復力のある地域文化コミュニティが形成されている。

### 今後5年間の文化芸術政策の基本的な方向性（2018～2022年度）



# 文部科学省設置法の一部を改正する法律の概要

## 第一 改正趣旨

○ 京都への全面的な移転に向け、新・文化庁にふさわしい組織改革・機能強化を図り、文化に関する施策を総合的に推進する。

※ 文化芸術振興基本法の一部を改正する法律(平成29年法律第73号)附則第2条に規定された検討の結果に基づく措置  
(文化芸術に関する施策を総合的に推進するための文化庁の機能の拡充等の検討)

第二条 政府は、文化芸術に関する施策を総合的に推進するため、文化庁の機能の拡充等について、その行政組織の在り方を含め検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

## 第二 改正概要

1. 文部科学省及び文化庁の任務について、文化の振興に加え、文化に関する施策の総合的な推進を位置付ける。

また、その所掌事務に、

①文化に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること

②文化に関する関係行政機関の事務の調整に関すること

を追記し、文化庁が中核となって我が国の文化行政を総合的に推進していく体制を整備する。

2. 芸術に関する教育に関する事務を文部科学省本省から文化庁に移管することにより、芸術に関する国民の資質向上について、学校教育における人材育成からトップレベルの芸術家の育成までの一体的な施策の展開を図る。

※ 小学校の「音楽」「図画工作」、中学校の「音楽」「美術」、高等学校の「芸術(音楽・美術・工芸・書道)」等に関する基準の設定に関する事務を文化庁に移管する。

3. これまで一部を文部科学省本省が所管していた博物館に関する事務を、文化庁が一括して所管することにより、博物館の更なる振興と行政の効率化を図る。

※ 社会教育施設としての博物館(文化施設としての美術館及び歴史博物館のほか、水族館、動物園及び科学博物館等も含む)に関する事務全般を文化庁で所管することとする。

4. その他、文化審議会の調査審議事項など、上記1.～3.の任務・所掌事務の追加を踏まえた見直しを行う。

## 第三 施行期日等

成立 平成30年6月8日

公布 平成30年6月15日

施行期日 平成30年10月1日

## 第四 附帯決議(抜粋)

六 文化庁が京都への本格移転に向け、予定しているその効果及び影響の検証結果については、文化庁の京都移転が、政府関係機関の地方への移転の先行事例であることを踏まえ、適宜国会へ報告すること。



# ～新・文化庁 機能強化のポイント～

## <法律事項>

## <機能強化>

### 新・文化芸術基本法(H29.6施行)

- ◆文化庁施策に閉じない「文化芸術推進基本計画」の策定
- ◆関係府省庁で構成する「文化芸術推進会議」の設置

✓ 文化庁が中核となって我が国の文化政策を総合的に推進

### 文部科学省設置法改正法

- ◆文化に関する基本的政策の企画立案推進機能
- ・関係行政機関の事務調整機能 付与
- ◆本省業務(芸術に関する教育、博物館)の一元化

✓ 文化芸術体験・専門人材育成の質の向上  
✓ 博物館行政の効率化

## <政令事項その他>

- ◆文化部・文化財部の2部制廃止

✓ 柔軟かつ機動的な取組みの推進

- ◆次長2名体制

✓ 本格移転(遅くとも2021年度)に向けた準備、マネジメント強化  
✓ 2020文化プログラムの強力な推進

- ◆文化財関係部局の機能別再編

✓ 適切な保護と、観光・産業と連携した文化芸術資源の活用を推進

- ・大学との連携を生かした文化政策調査研究
- ・国内外への日本文化の発信
- ・食文化等の生活文化振興や新たな文化創造
- ・各省と連携した文化GDP拡大

を担う体制整備

✓ 政策立案・発信機能の強化  
✓ 文化による社会的・経済的価値の創出

- 他府省・自治体・民間等からの参画

✓ 人材多様化による組織活性化

文化芸術の力で  
一億総活躍

文化芸術資源で  
地方創生・地域活性化

日本文化ブランドで世界を魅了

## <参考>

### ◆経済財政運営と改革の基本方針2017～人材への投資を通じた生産性向上～(H29.6閣議決定)

「文化経済戦略(仮称)」を策定し稼ぐ文化への展開を推進するとともに、政策の総合的推進など新たな政策ニーズ対応のための文化庁の機能強化等を図る。2020年までを文化政策推進重点期間として位置づけ、文化による国家ブランド戦略の構築と文化産業の経済規模(文化GDP)の拡大に向け取組を推進する。

### ◆まち・ひと・しごと創生基本方針2017(H29.6閣議決定)

文化庁については、地域の文化資源を活用した観光振興や地方創生の拡充に向けた対応の強化、我が国の文化の国際発信力の向上、食文化など生活文化の振興、科学技術を活用した新文化創造や文化政策調査研究など、文化庁に期待される新たな政策ニーズ等に対応できるよう機能強化を図りつつ、京都に全面的に移転する。(略)また、文化庁の機能強化及び抜本的な組織改編を検討し、これに係る文部科学省設置法(平成11年法律第96号)の改正案等を平成30年1月からの通常国会を目的に提出するなど、全面的な移転を計画的・段階的に進めていく。